空き家バンクへの登録までの流れ

A 空き家・空き地を貸したい方、売りたい方　（空き家・空き地の所有者）

賃貸・売却物件登録申請

■物件の登録を希望される方は、
「空き家・空き地情報バンク登録申込書（様式第１号）」
「空き家・空き地情報バンク登録カード（様式第２−１号または２−２号）」
に必要事項を記入し、企画振興課へご提出ください。

宅建業者現地調査

■ 町職員および宅建協会から派遣された宅建業者と日程調整のうえ、現地確認、調査を行います。
（不動産の権利関係が複雑な場合や、大規模な修繕が必要な場合など、状況によっては、登録をお断りすることがあります）

媒介契約物件登録

■調査後、取扱可能であるときは、宅建業者と媒介契約をしていただきます。
■ 契約後、町ホームページへの掲載や、窓口等での情報提供を行います。

利用希望者との交渉

■利用希望者から申し込みがあった場合、所有者の方へ 町または宅建業者から連絡をします。
■その後、宅建業者の仲介により、利用希望者との交渉を進めます。

B 空き家・空き地を借りたい方、買いたい方　（利用希望者）

物件情報の検索

■ 登録物件の基本情報はホームページに掲載されており、どなたでも見ることができます。

利用希望の申請

■ 空き家等の詳細情報は、バンク利用登録をしてただいた方に提供します。
■ バンク利用をご希望の方は
「空き家・空き地情報バンク利用登録申込書（様式第９号）」
に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ企画振興課へご提出ください。

現地見学

■ 宅建業者が物件をご案内します。役場職員や空き家の所有者が同行する場合もあります。
■そのまま空き家の賃貸・購入を希望される場合には、宅建業者に申し込んでください。

物件の交渉

■ 宅建業者から、空き家等の所有者に連絡します。
■その後、宅建業者の仲介により、空き家の所有者との交渉を進めます。

成　立